令和5年泉北環境整備施設組合議会

第1回定例会 会議録

令和5年2月3日(金)

泉北環境整備施設組合議会

- 1 令和5年2月3日(金)午前10時、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。
- 1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	永山	誠	君
3番	久保田	和典	君	4番	畑中	政昭	君
5番	清水	明治	君	6番	溝口	浩	君
7番	村田	雅利	君	8番	谷野	司	君
9番	林	哲二	君	10番	森下	巖	君
11番	原	重樹	君	12番	小林	昌子	君
13番	松本	利裕	君	14番	井阪	雄大	君
15番	友田	博文	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管	理	者	阪口	伸六	副管理者进宏	京康
副	管 理	者	南出	賢一	事務局長土本修	<u>ş</u> —
事	務局次	長	飯坂	孝生	会計管理者 西川 浩	<u>; </u>
総	務部	長	月下	浩一	環境部長西田尚	力史
総兼	務 部 理 議 会 事 務	事室	炭谷	力	総務部財政課長 山内 良	ξ <u></u>
総矛	答部総務調	是長	坂上	晃	総務部財政課参事 兼監査事務局 大西 英	明
環	境 部 理	事	逢野	典夫	環境部次長貴志泰	章
環	境 部 次	長	村上	則次	環境部次長石川 晋	-

 環
 境
 部

 環
 境
 部

 資源循環型社会推進課長
 野井
 昭彦

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

 総
 務
 部

 財
 政
 課

 長
 代
 理

 総
 務
 部

 総
 務
 課

 総
 務
 課

 長
 代
 理

 大輝
 財

1 本日の議事日程は次のとおりである。

 日程第 1
 会議録署名議員の指名について

 日程第 2
 会期の決定について

 日程第 3
 監査報告第1号 例月現金出納検査の結果報告について (令和4年10月分)

 日程第 4
 監査報告第2号 例月現金出納検査の結果報告について (令和4年11月分)

 日程第 5
 議案第 1号 泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例 制定について

 日程第 6
 議案第 2号 泉北環境整備施設組合個人情報保護審査会条例制定について

 日程第 7
 議会議案第1号 泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

日程第 8 議案第 3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例制定について

日程第 9 組合運営方針

日程第10 議案第 4号 令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について

(午前10時0分開会)

○議長(永山 誠君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和5年泉北環 境整備施設組合議会第1回定例会にご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で全員の出席をいただいておりますので、令和5年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 皆さん、おはようございます。管理者の阪口でございます。

議長さんのお許しを賜りまして、令和5年本組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、 一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、組合市の議会、委員会等を目前に控えまして何かとお忙しい 中、本定例会に参集いただきまして誠にありがとうございます。

平素は本組合業務に格別のご理解とご協力を賜り、理事者一同心から感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日ご提案を申し上げております案件でございますが、既に皆様方にお届けいたしておりますとおりでございまして、例月現金出納検査の結果報告のほか、個人情報の保護に関する法律施行条例制定、個人情報保護審査会条例制定、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定並びに令和5年度当初予算につきましてでございます。あわせて、私のほうから令和5年度組合運営方針を申し上げさせていただきたいと存じております。

いずれの案件につきましても、後ほど担当より詳しくご説明申し上げますのでよろしくご 審議いただきまして、いずれもご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、開会 に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(永山 誠君) 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**でありますが、本組合議会会議規則 第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

5番 清水明治議員、9番 林哲二議員のご両名にお願いをいたします。

○議長(永山 誠君) 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。 お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期につきましては、本 日1日と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

○議長(永山 誠君) 次に、日程第3、監査報告第1号及び日程第4、監査報告第2号の2 案件につきまして、いずれも例月現金出納検査の結果報告でありますので、議会運営委員会 の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。 (「なし」の声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長(永山 誠君) 次に、日程第5、議案第1号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護 に関する法律施行条例制定について、日程第6、議案第2号、泉北環境整備施設組合個人情 報保護審査会条例制定についてですが、以上2件につきましては、議会運営委員会の決定に より一括議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま一括議題となりました議案第1号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定及び議案第2号、泉北環境整備施設組合個人情報保護審査会条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第1号でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることから、同法の施行に関し必要な事項を定めようとするも

のでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨といたしまして、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものと規定し、第2条では、用語の定義として法の用語の例によることを、第2項では、本条例の適用を受ける実施機関は管理者、監査委員及び公平委員会と定めるものでございます。

次に、第3条第1項では、開示請求に係る手数料を無料と定め、第2項では、写しの交付に要する費用負担を定めるものでございます。

次に、第4条第1項では、開示決定の期限を請求があった日から15日以内と定め、第2項では、事務処理上の理由があるときは15日以内に限りその期間を延長することができると定め、第5条では、開示請求する個人情報が大量である場合の決定期限の特例といたしまして30日以内と定めるものでございます。

次に、第6条では、審査会への諮問といたしまして、個人情報の適正な取扱いを確保する ため、専門的な知見に基づく意見を聞く必要がある場合に本組合個人情報保護審査会へ諮問 できる旨を定めるものでございます。

次に、第7条では、現行制度と同様に運用状況を公表することについて、第8条では、委任について定めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条では、この条例の施行日を令和5年4月1日からとするもので、第2条では、現行の泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の廃止を行うものでございます。

次に、第3条及び4ページの第4条では、現行条例の廃止に伴う経過措置を定めるもので、 第1項では、実施機関の職員等が知り得た個人情報の守秘義務について、4ページにかけま しての第2項では、旧条例の規定による情報の開示等について、第3項及び第4項では、審 査会の調査審議及び委員の守秘義務について、第5項、第6項及び第7項並びに第4条では、 罰則等の規定について、それぞれ定めるものでございます。

以上が、議案第1号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の 内容でございます。

続きまして、議案第2号、泉北環境整備施設組合個人情報保護審査会条例につきまして、 ご説明申し上げます。 5ページをお願いいたします。

本件につきましては、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため設置する審査会の運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第1条では、審査会の設置について規定を定め、第2条第1項では審査会の所掌事務を、 第2項では、審査会は実施機関に対し意見を述べることができる旨を定めるものでございま す。

次に、第3条では、審査会は委員5人をもって組織することを定め、第4条第1項では、 委員は個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱することを、 第2項では任期は2年とすることを、第3項では委員の守秘義務を定めるものでございます。 次に、第5条では、審査会は請求人等に対し意見の聴取等ができることを定め、第6条で は委任について定めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項では、この条例の施行日を令和5年4月1日からとするもので、第2項では、経過措置といたしまして、先ほどご説明いたしました議案第1号の 法施行条例制定に伴い廃止された旧条例の規定に基づく現行の審査会委員は、この条例の施 行日において、この条例の規定により委嘱されたものとみなすこと等を定めるものでござい ます。

以上が、議案第2号、泉北環境整備施設組合個人情報保護審査会条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(永山 誠君) 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

お諮りいたします。

議案第1号、泉北環境整備施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、 原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案どおり可決いたしました。 続いて、お諮りいたします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合個人情報保護審査会条例制定について、原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案どおり可決いたしました。

○議長(永山 誠君) 次に、日程第7、議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会の個人 情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、議会運営委員会委員長に説明を求めます。畑中委員長。

○4番(畑中政昭君) ただいま議題となりました泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例制定につきまして、議案提出者を代表いたしまして、本案件を取り扱いました議会運営委員会の委員の立場から提案説明をさせていただきます。

議案書の9ページでございます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の法律において、地方 議会は国会と同様に適用対象外とされることに伴い、議会における個人情報の適正な取扱い に関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利 を明らかにすることにより議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を 保護することを目的として新たに制定するものでございます。

この条例の施行日は令和5年4月1日としております。

以上、よろしくお願い申し上げまして、本条例の提案説明とさせていただきます。

○議長(永山 誠君) 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑、討論を省略いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について、

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会議案第1号については原案どおり可決いたしました。

○議長(永山 誠君) 次に、日程第8、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

本件は、地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げられること等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制等を導入するほか、関係条例の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

第1条関係は、泉北環境整備施設組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございまして、46ページの第3条は、職員の定年年齢を60歳から65歳へ引き上げる改正でございます。

次に、48ページ、49ページの第6条から第8条は、新たに導入する管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に関する規定で、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳に達した日以後最初の4月1日に管理職から非管理職へ降任するものでございます。

次に、50ページから53ページまでの第9条から第11条は役職定年の特例に関する規定で、 職務執行上の特別な事情や職務の特殊性がある場合など、公務の運営に著しい支障が生じる 場合には非管理職に降任せず、引き続き管理職に就くことができることを定めるものでござ います。

次に、53ページの第12条は定年前再任用短時間勤務制に関する規定で、65歳まで正職員としてフルタイムで勤務することを原則とする中、多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後の本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができることを定めるものでございます。

次に、54ページの附則第2項は定年に関する経過措置の規定で、令和5年4月1日から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げ、令和13年4月1日に65歳とするものでございます。

55ページの附則第3項は職員への情報提供、意思確認に関する規定で、60歳以後の任用や 給与、退職手当に関する情報を提供し、勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。 続きまして、第2条関係は、泉北環境整備施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関 する条例の一部改正でございます。

56ページの附則第3項は、職員の意に反して60歳以後の給与月額を7割に降給できることを定めるものでございます。

次に、57ページの第3条関係は、泉北環境整備施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。懲戒処分により減給する場合、職員の生活保障の観点から、その時点で受ける給料と地域手当の合計額の10分の1を減給額の上限とする定めを追加するものでございます。

続きまして、58ページにかけましての第4条関係は、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございまして、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を整理する改正でございます。

次に、下段の第5条関係は、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部改正 でございます。

59ページの第4条は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へと文言の改正を行うもので、以降、多くの条項でこの文言の改正を行っております。

次に、66ページをお願いいたします。

附則第14項から69ページの附則第21項までは、60歳以後の給与に関する規定で、給与月額 をそれ以前の7割にするものでございます。

次に、70ページの第6条関係は、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。

75ページをお願いいたします。

附則第11項は、60歳以降の退職であれば定年前でも定年退職と同様に算定すること、また、76ページの附則第13項は、7割に減額する前の給料月額で算定することを定めるものでございます。

次に、第7条関係は、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で ございまして、第2条で、育児休業ができない職員として、役職定年の特例により管理職を 延長した職員を追加するものでございます。

恐れ入ります、39ページへお戻りください。

中ほどよりやや下、この条例の第8条は、現行の再任用制度が終了するため、泉北環境整備施設組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

次に、附則でございます。第1項の施行期日ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するもので、ただし、附則第21項の規定は公布の日から施行するものでございます。

40ページから42ページにかけましての附則第3項から附則第13項までは、再任用制度に関する経過措置の規定で、定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間として65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置するものでございます。

以上が、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜わりますようお 願い申し上げまして説明を終わります。

○議長(永山 誠君) 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案どおり可決いたしました。

○議長(永山 誠君) 次に、日程第9、組合運営方針及び日程第10、議案第4号、令和5年 度泉北環境整備施設組合一般会計予算については、議会運営委員会の決定により一括議題と いたします。

まず、管理者より令和5年度の組合運営方針をお受けいたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 令和5年度の予算案の審議に際しまして、泉北環境整備施設組合管理者として本組合の運営方針を申し述べ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げるものでございます。

昨年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻から1年が経過し、今なお収束が見えない中、世界経済全体が成長減速とインフレ加速の影響を受け、特に食料やエネルギーといった1次産品の価格上昇を招き、国民生活に大きな影響を与え、本組合の燃料費等につきましても多大な影響を受けています。

さて、政府は、令和2年10月に脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル宣言を行い、その後令和3年4月には2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明されました。

また、昨年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック製品の設計から排出、回収、リサイクルに至るまでプラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者、地方公共団体、国民等で分別収集や再商品化に取り組むことが求められています。

こうした中、平成28年に建設した資源化センター「エコトピア泉北」は順調に稼働し、市 民の皆様方のご協力により、搬入される資源量は年々増加し、開設当初平成28年度の約 3,550トンが令和3年度は総量で約5,270トンとなり、着実に再資源化が図られているところ であります。

また、可燃ごみにつきましては、コロナ感染対策における在宅勤務や自宅待機等でごみ量が増加すると見込んでおりましたが、市民の皆様方のご協力のおかげで、令和2年度と比較いたしまして令和3年度は1,150トンの削減が図られ、8万2,150トンとなりました。平成9年度ピーク時の12万5,000トンと比較すると約34%もの大幅な削減となり、脱炭素化にも成果を上げています。

また、泉北クリーンセンターの発電施設は、再生可能エネルギーとして環境価値の高いバイオマス発電であるとともに、令和3年度は約3億5,250万円の売電収入を得ています。

この廃棄物発電による電力につきまして、環境価値に着目し、今後の自治体新電力の実現 も視野に入れながら、本年度から組合市の公共施設に優先配分することで地域循環共生圏の 形成に寄与してまいる所存であります。

今後も組合市と連携し、さらなるごみの減量化、4Rリフューズ(発生回避)、リデュー

ス(排出抑制)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再資源化)の推進を図りながら、 今後さらに CO_2 の排出を抑制するとともに、資源循環型社会の形成に向けまして積極的に 取り組んでまいります。

さて、組合市の財政状況は、長引くコロナ禍による法人市民税等、市税収入の伸び悩みと ともに、少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増大により厳しい財政運営を余儀なく されています。

本組合としても、こうした組合市の財政状況を踏まえ、今後想定される1・2号炉の老朽 更新をひかえ、また、現下の燃料費等の高騰に対し徹底したコスト削減に取り組んでいます。 今年度の当初予算を編成するに当たり、いかに最少の経費で最大の効果を上げるべきかと いうことで、昨年度に引き続き2つの観点から見直しを行いました。

その一つは、予防保全から事後保全への施設の保全方式の見直しであります。ごみ処理施設につきましては、現在実施しております長寿命化のための基幹的設備改良工事において、当初見積り約53億円の事業費を概算設計で約33億円に、さらに最終的に約28億円へと大幅にコスト削減を行いました。

もう一点は、国の交付金の確保であります。特に国が進めるカーボンニュートラルの政策にそって、長寿命化工事に関わる CO_2 削減のメニューを最大限活用することにより、通常の交付率3分の1から2分の1の交付率へと国の交付金をより大きく確保することにより、起債対象経費は当初の約32億円から約13億円へと約19億円削減でき、組合市の後年度の分担金を抑制することができました。

そのような中、令和3年度から2年間にわたり、泉北クリーンセンター整備基本構想について、学識経験者等による策定委員会で熱心に議論を進めていただいており、中間取りまとめを報告させていただくこととなりました。今後、引き続き最終報告に向け議論を重ねてまいります。

なお、令和元年度から4か年事業として実施しておりました黒石最終処分場排水管布設工事につきましては、その後の土地調査測量業務を含め、令和4年度末をもって全て完了する予定であります。今後、最終的に所管の行政区域である和泉市に帰属させていただくことになります。

次に、し尿処理施設につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理汚泥について助燃剤として再生利用を図り、循環型社会の形成に資するため、汚泥再生処理センターへとリニューアルすべく、本年度は生活環境影響評価等を実施し、関係行政機関と調整しながら、令和9年

度中の供用開始を目途に進めてまいります。

最後に、一般廃棄物の直接搬入につきまして新たに予約制を導入し、本年4月から毎月1回、土曜日の搬入を実施するべく体制を整えておりますが、平日につきましても、予約制の導入により施設内の混雑解消、安全確保に努めてまいります。

以上、本組合の事業の案内やごみの減量化と4Rの推進等については、組合市と共に環境 シンポジウムやクリーンフェスティバル、組合広報紙「泉北クリーンセンターだより」、ホームページ等で市民の皆様へ周知啓発を進めてまいります。

それでは、令和5年度予算案につきましてご説明申し上げます。

令和5年度予算は一般会計46億8,331万3,000円となっており、これを前年度と比較いたしますと9億2,170万7,000円の増となったものであります。

その概要についてご説明を申し上げます。

まず、人件費につきましては約3億7,300万円となり、前年度に比べ約3,700万円の減額となりました。

し尿処理費につきましては、汚泥再生処理センターへのリニューアル更新に伴う汚泥再生処理センター発注仕様書作成等業務委託3,260万円をはじめ3億2,410万4,000円を計上し、施設の機能維持と適正処理を確保するため、各種整備工事及び点検保守業務並びに施設の更新に向けた調査業務等を行ってまいります。

ごみ処理費につきましては35億8,411万9,000円を計上し、うち、令和4年度から2か年に わたり実施しておりますごみ処理施設1・2号炉の長寿命化に関わる基幹的設備改良工事に 17億2,538万1,000円を計上するほか、各施設の機能維持と適正処理を確保するため、各種整 備工事及び点検保守業務を行ってまいります。

公債費につきましては、前年度と比較いたしまして、一般会計債で3,005万3,000円の増、 公共下水道事業債で2,776万円の減となりました。

次に、歳入予算の組合市分担金についてご説明申し上げます。

令和5年度の組合市分担金は、前年度と比較して約10.69%の増、2億345万5,000円増額の21億628万3,000円となったものでございます。

増額となる主な要因をご説明申し上げます。

まず、歳出において、令和4年度から2か年にわたり実施しているごみ処理施設1・2号 炉の基幹的設備改良工事において6億4,326万2,000円の増、また、汚泥再生処理センターの 更新に向けて実施する事業において5,470万円の増、燃料費の高騰等により2億1,175万

9,000円の増となり、歳出総額は9億2,170万7,000円の増となっております。

次に、歳入において、前年度比事業系ごみの増により手数料収入が646万5,000円の増、基幹的設備改良工事に伴う国庫補助金が3億1,539万円の増、発電収入やペットボトルなどの有価物売却収入が1億1,137万5,000円の増、起債対象事業の増加により組合債が2億8,580万円の増等により、分担金を除く歳入総額におきまして7億1,825万2,000円の増となっています。

このように、歳入歳出総額ともに前年度より約24.5%と増額となり、歳入歳出の差引き合計で2億345万5,000円の分担金の増となったものでございます。

結びになりましたが、現在の泉北環境整備施設組合には種々の課題がありますが、組合市の財政状況をしっかりふまえ、最少の経費で最大の効果を上げるべく、職員一人ひとりが常に知恵を出し合い、創意工夫を凝らし、国のカーボンニュートラルの考え方にそって全域30万市民の環境を守り、次世代のためにも将来にわたって持続可能な脱炭素社会、資源循環型社会を形成していく組織としての重要な使命と責任を認識しつつ、市民の皆様からのご期待にお応えするために引き続き正副管理者と職員一丸となって取り組んでまいります。今後とも議員各位はじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(永山 誠君) 管理者の組合運営方針が終わりました。

引き続き、日程第10、議案第4号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算に つきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億8,331万3,000円と 定めるもので、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、継続費でございまして、継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による ものでございます。

第3条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することのできる事項、期間及び限

度額は第3表債務負担行為によるものでございます。

第4条は、地方債でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第4表地方債によるものでございます。

第5条は、一時借入金の最高額を8億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき、歳出からご説明 申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第1款議会費につきましては、議員報酬及び議会に要する経費といたしまして671万1,000 円を計上するもので、前年度比0.3%、1万9,000円の減となるものでございます。

次に、第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして1億7,009万4,000円を計上するもので、前年度比4.1%、727万円の減となるものでございます。

主な内訳といたしまして、委員報酬、特別職3人、一般職16人の人件費総額で1億4,954 万3,000円を計上しております。

委託料では、職員健康診断委託、組合例規集データベース更新等業務委託等で1,017万5,000円を計上しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料につきましては、電算機借上料、情報システム・ネットワーク機器借上料等で739万9,000円を計上しております。

次に、第2目監査委員費につきましては、委員報酬、旅費等で68万3,000円、前年度比29.1%、15万4,000円の増となるもので、第3目公平委員会費では、委員報酬で6万5,000円、前年度と同額を計上するものでございます。

次に、第3款し尿処理費につきましては、し尿処理に要する経費といたしまして3億2,410万4,000円を計上するもので、前年度比26.1%、6,706万3,000円の増となるものでございます。

主な内訳といたしまして、委員報酬、し尿処理場の管理運営に携わる一般職2人の給料等、 人件費総額で1,973万円を計上しております。

需用費につきましては、処理薬品等の消耗品費、光熱水費等で7,830万5,000円を計上して おります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

委託料につきましては、し尿処理施設運営維持管理業務委託、汚泥運搬処分業務委託等に加えまして、汚泥再生処理センターへのリニューアル更新に向けた生活環境影響評価及び都市計画関係図書作成業務委託、汚泥再生処理センター発注仕様書作成等業務委託等で1億7,451万5,000円を計上しております。

工事請負費では、し尿処理設備、汚泥脱水機など各設備・機器類の整備工事については、 現施設の更新計画を見据え、事後保全の観点で精査し、各設備の安定稼働を念頭に置きなが ら、直近の点検調査で支障が発生している設備を中心に5,041万5,000円を計上しております。 次に、第4款ごみ処理費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして35億 8,411万9,000円を計上するもので、前年度比31.5%、8億5,931万2,000円の増となるもので ございます。

主な内訳といたしまして、委員報酬、泉北クリーンセンターの管理運営に携わります一般 職23人の給料等、人件費総額で1億9,051万8,000円を計上しております。

需用費では、処理薬品、指定ごみ袋作製等の消耗品費のほか、次の19ページに記載の光熱 水費等で5億27万4,000円を計上しております。

役務費につきましては、指定ごみ袋交付手数料等で2,439万2,000円を計上しております。

委託料につきましては、ごみ処理施設運転管理業務委託、大阪湾広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分業務委託、資源化センター運営維持管理業務委託、各設備機器の保守点検業務委託等に加え、一般廃棄物処理施設用地選定業務委託、本年4月から実施する土曜日のごみ受入れに伴う一般廃棄物休日直接搬入受付業務委託等で7億2,129万9,000円を計上しております。20ページ、21ページにかけましての工事請負費につきましては21億2,785万9,000円を計上するものでございますが、1・2号炉整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事等の各設備の整備工事につきましては、施設更新までのおおむね10年間の延命化を図ることを踏まえ、先ほどのし尿処理費と同様に事後保全の観点から精査し、各設備の安定稼働を念頭に置きながら、直近の点検調査で支障が発生している設備を中心に整備してまいります。

なお、令和4年度から2か年で施工しております泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事につきましては、本年度の事業費約17億円に対し、2分の1に当たる約8億5,000万円は国の交付金を充当し、残り約8億5,000万円の90%、約7億6,500万円について起債を充当することにより効率的かつ効果的に施設の延命化を図るものでございます。

次の負担金、補助及び交付金につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事負担金等で1,540万3,000円を計上しております。

次に、第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして1,390万8,000円を計上するもので、前年度比2.7%、36万円の増となるものでございます。

主な内訳といたしまして、一般職1人の給料等人件費総額で767万円、委託料では、王子川側道清掃業務委託で29万4,000円、工事請負費では、流水を確保するための維持管理工事費として568万8,000円を計上しております。

次に、第2項下水道費につきましては、南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料で106万4,000円を計上するもので、前年度比14.9%、18万6,000円の減となるものでございます。

次に、第6款公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債等の償還金で元金、利子を合わせまして5億7,951万5,000円を計上するもので、前年度比0.4%、229万3,000円の増となるものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

第7款諸支出金につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円を、 第8款予備費につきましては300万円をそれぞれ計上しております。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります、8ページ、9ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては21億628万3,000円を計上するもので、前年度比10.7%、2億345万5,000円の増となるものでございます。

各市の内訳といたしましては、泉大津市が5億150万4,000円、和泉市が10億788万7,000円、 高石市が5億9,689万2,000円となるものでございます。

次に、第2項負担金につきましては、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の処理に伴う負担金として2,389万4,000円を計上するもので、前年度比6.2%、158万2,000円の減となるものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場等の行政財産使用料として441万7,000円を計上するもので、前年度比26%、91万1,000円の増となるものでございます。

次に、第2項手数料につきましては、ごみ処分手数料として4億1,988万円を計上するもので、前年度比1.6%、646万5,000円の増となるものでございます。

次に、10ページ、11ページにかけましての第3款国庫支出金につきましては、1・2号炉

の基幹的設備改良工事等に伴う国庫補助金として8億6,451万9,000円を計上するもので、前年度比57.4%、3億1,539万円の増となるものでございます。

次に、第4款繰越金につきましては、前年度繰越金として100万円を計上しております。

次に、第5款諸収入、第1項組合預金利子につきましては1,000円を、第2項雑入につきましては、廃棄物発電収入、ごみ再資源化に伴う有価物売却収入等4億7,391万9,000円を計上するもので、前年度比30.7%、1億1,126万8,000円の増となるものでございます。

次に、第6款組合債につきましては、基幹的設備改良工事等に対する起債として7億 8,940万円を計上するもので、前年度比56.8%、2億8,580万円の増となるものでございます。 以上が歳入予算の概要でございます。

続きまして、第2表、第3表及び第4表のご説明を申し上げます。

恐れ入ります、4ページにお戻りください。

第2表継続費につきましては、汚泥再生処理センター発注仕様書作成等業務委託の総額を 4,270万円とし、2年間の年割額を本表のとおり定めるものでございます。

次に、第3表債務負担行為につきましては、債務を負担することのできる事項といたしま して、ごみ供給クレーンインバーター更新工事、期間は令和5年度から令和6年度までとし、 限度額を1,420万円と定めるものでございます。

次に、第4表地方債につきましては、起債の目的、限度額、方法、利率等を本表のとおり 定めるものでございます。

以上が、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算の概要でございます。何とぞよろ しくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(永山 誠君) 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。 井阪議員。

○14番(井阪雄大君) 和泉市の井阪です。よろしくお願いいたします。

予算書の19ページ、ごみ処理費の委託料の中の一般廃棄物処理施設用地選定業務委託料 1,330万円についてお伺いいたします。

まず、この費用の内訳をお教えいただけますか。加えて、委託業者選定の手法、委託方式、 選定委員の選考についてはどのように行っていくのか、お聞きします。

- ○議長(永山 誠君) 貴志環境部次長。
- ○環境部次長(貴志泰章君) 環境部次長の貴志でございます。

ただいまの井阪議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、費用の内訳につきましては、評価項目の設定、概略配置計画の検討、地域循環共生圏としての施設利活用の方向性の検討、用地選定に係る資料及び報告書などを作成するための直接人件費及び直接経費が516万4,400円、間接経費として264万6,404円、一般管理費として420万6,118円、税抜き合計が1,201万6,922円を改めまして1,201万円となることから、予算として1,330万円を計上させていただいたものでございます。

事業者選定の手法等については未定ではありますが、法令等に基づき選定してまいりたい と考えております。

選定委員の選考については、学識経験者や有識者を中心に選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 井阪議員。
- ○14番(井阪雄大君) 今の答弁の中で事業者選定、選定委員の選考についてということがありましたが、その過程を明確に議会にお示ししていただくことを要望しておきます。

次に、この1,330万円の費用については、新しいごみ処理施設の建設のために必要な用地の選定に関するものだということですが、泉北クリーンセンター整備基本構想選定委員会の基本構想の方針すらまだ何も議会に示されていない現段階において、建設用地の選定、候補地の比較検討といった業務を見込んでいる点に疑問を感じておりますが、お考えをお聞きします。

- ○議長(永山 誠君) 貴志環境部次長。
- ○環境部次長(貴志泰章君) 環境部、貴志でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

基本構想については、令和3年度から4年度の2か年で実施しているもので、用地選定に関してはその後の一般的な整備スケジュールに基づき、令和5年度に実施を予定していることから、当初予算案として計上させていただいたものでございます。

- ○議長(永山 誠君) 井阪議員。
- ○14番(井阪雄大君) 次に、この用地に関することは我々の母市である和泉市議会でも議論が始まっており、数多くの市民からも関心を寄せられている事案です。よって、本組合議会和泉市選出議員からも、市民と我々議員への情報公開の必要性について、令和4年第2回定例会で要請させていただいたものです。

そんな中、1月6日に行われた高石市新年互礼会において管理者のご挨拶の中で、ごみ焼却施設の移転についての考えと移転した際の跡地活用について、ICTを活用したスマートシティーを進めたいというお話があったと聞いております。また、ご自分の発行なさる令和5年1月号のシンロクネット新聞の中でも、同様の構想についてのお考えが示されていることを知りました。しかし、基本構想の策定委員会でもその方向性について答申を得ておらず、議会にも母市にも示されておらず、議論も行っていない。こういった情報がまことしやかに管理者の口から語られるということはあってはならないことだと思いますが、こういった発言は事実なのか、事実ではないのか、端的にお答えいただけますでしょうか。

- ○議長(永山 誠君) 土本事務局長。
- ○事務局長(土本修一君) 事務局長の土本でございます。

議員ご質問の内容につきまして、組合として公式に述べられていないところでございます。 我々本組合の管理者といたしましては、現時点では、まだどこかに用地を決定しているもの ではございませんのでよろしくお願いいたします。

(「管理者の答弁が要るやろう。管理者が答弁せな。」の声あり)

- ○議長(永山 誠君) 管理者いてるのでどうですか。 井阪議員。
- ○14番(井阪雄大君) 管理者に答弁いただきたいんですけれどもよろしいでしょうか。
- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 管理者としての答弁は先ほど土本局長が申し上げたとおりです。(「事実関係って言っているんやから。」の声あり)
- ○議長(永山 誠君) 暫時休憩いたします。

(午前10時51分休憩)

(午前10時54分再開)

- ○議長(永山 誠君) それでは、再開いたします。井阪議員。
- ○14番(井阪雄大君) 最後に意見だけ申し添えさせていただきます。和泉市議会としては、 移転においての特定の地域を指す情報があることについても把握しております。議会に何も 諮られていないことがまことしやかに情報として流布してしまうことは明らかに議会軽視で あり、許されるものではありません。そのようなことは構成3市の信頼関係はもとより、市 民からの不信を招くことにもつながりかねません。この後、他の議員より重ねてこの部分に

ついての質問がありますが、議会としての役割をしっかり果たすためにも、理事者の皆様に おかれましては分かりやすい明確な答弁を行ってくださるようお願いしまして、終わります。

- ○議長(永山 誠君) 他にございませんでしょうか。 畑中議員。
- ○4番(畑中政昭君) 4番、畑中政昭でございます。

同じ一般廃棄物処理施設用地選定業務委託料で1,330万について、端的にご質問させていただきます。先ほど井阪議員からもあったように、一定内容については理解できました。

最初にお聞きしたいのは、この用地選定というのはあくまでこれからA地点、B地点、C地点もしくは現有施設のいろんな候補を判断するためのいわゆるリスクであったり、コストであったりということを判断するためのエビデンス、これをつくるためのもの。それはもちろん移転ありき、現有施設ありきではなくてゼロベースで考えていくものというふうに僕は説明を受けているんですけれども、そういう理解でいいですか。

- ○議長(永山 誠君) 貴志環境部次長。
- ○環境部次長(貴志泰章君) 環境部次長の貴志でございます。

ただいまの畑中議員の質疑にお答えさせていただきます。

この業務は移転ありきではございません。現有地も含めて、これから検討していきたいということで、まず検討するためにこの業務をさせていただきたいということで、予算を計上させていただいております。

- ○議長(永山 誠君) 畑中議員。
- ○4番(畑中政昭君) 事前の議員説明のとおりですね。であれば、先ほど井阪議員がご質問されたような、違うところでは違うお立場で市民の方に情報発信をされるというところはやっぱり間違った情報発信だというふうに思います。

また、中間取りまとめにおいてはこう書かれておりまして、組合市北西地域一帯を有効に活用することが組合市の将来計画を検討する上で重要とか、北西という言葉があって、そうですね、重要となるという言葉があって、締められております。その下の括弧に、施設整備に望ましい立地的特性の検討というところでは、組合市北西地域一帯でカーボンニュートラルやリサイクルの推進となる地域が施設整備に望ましい立地特性となる。そのような地域で用地取得や施工の観点で経済的に優れた土地が組合市の施設整備にまたこれも望ましいと書かれていながら、もう一方では、現有地を候補地の一つとするというところで、非常にどっちなのかというところで分かりにくい取りまとめと今のご答弁になっていると思うんですね。

これ事前に説明を受けたんですけれども、泉北環境の広報紙、これを市の広報に挟み込んでお配りされるということがありました。その中には中間取りまとめも入っているんですけれども、その広報紙の中に移転ありきのような文章、こういう北西地域とかそういう文章は入っているのか。つまり今、貴志さんがご答弁いただいたように、あくまでゼロベースでこれから検討していくんだということの広報をされるのかどうか、そのあたり教えていただきたいと思います。

- ○議長(永山 誠君) 答弁できますか。石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) すみません、環境部の石川でございます。今のご質問でございますけれども、もう一度確認をさせてください。発行する広報紙の内容の中で、北西部という様な表現があるのかということでよろしいか。
- ○議長(永山 誠君) 今議員が聞かれているのはそのような移転ありきのような表現になっているのか、ゼロベースで現地も含めて検討されるようなことを書いているか。改めてどうぞ。石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 資料の表現が曖昧で申し訳ございませんでした。組合市の北西部というのは組合市の立地特性の状況を示したものでして、人口重心があるんですけれどもそれより北側ということで、現有地も含んだ一帯を示しているものでございます。
- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 基本構想の中間取りまとめはこの後、全員協議会で、もちろん既に お手元にお配りもしていると思いますが、ご説明するわけでございまして、これはあくまで 中間取りまとめでございます。最終ではございません。そこのところはひとつご理解いただ きたいと思います。

いろいろ今担当が申し上げましたように、構成3市を見てみますと高石あるいは泉大津さんは非常に密集した住宅地でございます。そして、臨海部がある、工場地帯なり、倉庫群があったり。また、和泉市さんのほうもかなり人口が増えてこられましたけれども、丘陵地帯、非常に豊かな自然の場であります。そういうことを、構成3市の特性を踏まえた上でどういったところがいいだろうかということをいろんな議論をしていただいているというのが今の中間取りまとめの状況でありまして、だから、この地域でこれを建てるということは先ほど来申し上げておりますように、何ら刷り込んだものというか、決定したものではないと。ゼロベースで考えておるということは担当も申し上げているとおりであります。それをこれか

ら選考委員会、これも決して拙速にするわけではなしに、多様なご意見をいただいています から、慎重にしながら、最終的にベター、ベストな決定をしてなきゃならん。

ご承知のとおり、1・2号炉を20年前に建設したときも、近隣の住民さん、隣の和泉市さん、高石のみならず堺市さんの住民さんまでいろいろと説明会もさせていただいたり、ご同意いただくのにかなり苦労したというふうに私も記憶しております。やはりこういうごみの焼却炉というのは必要な施設ではあるんですが、それが建つ周辺の近所の方々にとってみたらこんな迷惑な施設はないわけであります。そういったことを考えると、やはりそういう、これからご同意をいただく周辺の皆さんにも理解いただくということになりますれば、いろんな方策を考えていくというのは当然のことでありまして、私はそういったことをゼロベースで考えていただくのは用地選考委員会の考え方だというふうに理解しておりますので、その辺のところをご理解いただいてよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

- ○議長(永山 誠君) 畑中議員。
- ○4番(畑中政昭君) ありがとうございます。これはまだ中間取りまとめで、これから最終 報告を作っていくので、もちろん変わる可能性もありますよということをおっしゃられたご 答弁だと思うんですけれども、それやったら、中間取りまとめを市民の皆さんにお配りした らあかんのと違いますかということになりませんかねということがまず1点ご指摘と、もう 一つは、皆さんが今ご答弁いただいているようにゼロベースなんだ、これが皆さんのオーソ ライズされた方針というか、見解なんです。でも、先ほど言ったように、違うところで違う お立場で間違った情報発信がされている。まず、これはやっぱり管理者であろうと、市長で あろうと同一人物なので、これはしっかりとお控えいただかないといけない。僕が一番大事 にしたいのは、市民に誤解を与えないような表現、情報発信。僕は、北西と書いていたら、 先ほどご答弁いただいたんですけれども、やっぱり北西地域で進んでいくんだなと思います よ、市民感覚としては。そのあたりの情報の取扱い、これをしっかりとご留意いただきたい と思います。この広報紙の件も、公的な場、私的な場でお話しするときも、やはりここは先 ほど井阪さんも和泉市の議会でとおっしゃっていたように、デリケートに進めるべきところ なので、そういった情報の取扱いは、過去にも管理者の政治活動用のビラ等でされていると いうところはありますけれども、それは取りあえず過去として、今後、しっかりと情報の取 扱い、あくまでゼロベースですというところを遵守していただくようお願いいたしまして、 私の質問を終わっておきます。

- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 誤解があったらいけませんので。私はあくまでここの管理者としての答弁をさせていただいたと。管理者といたしましては、先ほど担当も申し上げたように、まだ決定したものではないということはご理解いただきたいと思います、ここは大事なことですから、井阪先生もそこのところ理解いただきたいと思います。

無論、それぞれ恐らく管理者、それぞれのお立場、和泉市長さん、泉大津市長さん、前の議会でしたか、他の議員さんからもいろんなご意見がありましたけれども、お考えというのは当然全て100%一致することはないというのはご理解いただきたいと思います。それらをどうまとめていくかというのはこれからの作業です。私は私の考え方はあります。しかし、それは皆さん方のご理解、ご協力、ご同意をいただいて初めてできることでありますから、そこのところは当然管理者として、これから真摯に進めていくという考え方であります。

市民への周知のことでございましたけれども、これはお渡ししておりませんでしたので、これは議題ということもまた違うのであれでございますが、要するに議会の皆さん方にこの基本構想と中間取りまとめが、ご報告が遅れましたことは非常に申し訳なく存じております。これをまずもっておわび申し上げます。しかし、なれど、中間取りまとめとして、とにかく議会の皆様方にお示し申し上げまして、当然これは市民の皆様方にもお示しさせていただかなきゃならんだろうということの考え方で進んできたわけでございますが、ただ、いろいろ今ご指摘いただきました。議員からもいただいておりますが、そういう誤解を生じるようなことがないように進めていかなきゃならんということも大事であります。そこの進め方については改めまして慎重に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく、泉北環境といたしましてさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ○議長(永山 誠君) 畑中議員。
- ○4番(畑中政昭君) 管理者おっしゃるように、管理者という立場と、また、構成市の市長という立場もありますし、政治的な信念や思いとかもあると思います。それは理解できます。ただ、一方では、最後のご答弁があったと思うんですけれども、一方で、泉北環境整備施設組合の情報を適切に管理すると、発信をするという立場もありますので、そのあたりをご留意いただきたいということを申し上げて、私の質問を終わっておきます。
- ○議長(永山 誠君) 他にございませんか。松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) 和泉市の松本でございます。

先ほど来からの質問とちょっと重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。 今回の当初予算で一般廃棄物処理施設用地選定業務委託1,330万が組み込まれております が、もう一度お聞きします。この予算は何の予算なのかお伺いいたします。

- ○議長(永山 誠君) 野井資源循環型社会推進課長。
- ○環境部資源循環型社会推進課長(野井昭彦君) 資源循環型社会推進課の野井でございます。 この分に関しましては、将来の候補となる一般廃棄物処理施設の建設候補地を選定するために評価項目の設定、概略配置計画の検討、それから地域循環共生圏としての施設利用・活用の方向性の検討など、施設整備に望ましい候補地の検討を行うほか、用地選定に係る資料及び報告書などを作成するための経費等でございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) 基本構想において、移転ありきではないとお聞きしております。そんな中で、この予算の妥当性が全く理解できません。ましてや議会に対して何の説明もない中、用地選定の委託料など、議会軽視も甚だしいと申し上げておきます。この後の全員協議会で中間報告として説明するとのことですが、順番を間違えていないですか、お聞きします。
- ○議長(永山 誠君) 西田環境部長。
- ○環境部長(西田尚史君) 環境部の西田でございます。

用地選定業務委託料等につきましては、令和5年度に実施予定している業務であるため、 当初予算案に計上させていただいているものでございます。もちろん用地選定業務は移転あ りきで行うものではありません。基本構想の中間報告について中間取りまとめをして、報告 できる内容として整理ができたため、今議会に報告させていただいたものでございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) それでは、お聞きしてまいります。

以前お示しいただいた資料2、組合市北西部の臨海部はカーボンニュートラルやリサイクルのポテンシャルが高く、組合市の将来計画を決定する上で本地域の有効活用が重要となってくる、こう書かれているんですね。これは臨海部とは何のことか理解に苦しむんです。臨海部は、カーボンニュートラルやリサイクルのポテンシャルは高く、これ、一体何のことですか。

○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。

○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

ご答弁申し上げます。

組合市の立地特性を整理したものでございまして、組合市北西部の臨海部には事実として、多く工場及び事業所があり、エネルギーの消費量やCO2の排出量が多く、事業系ごみも多いことから、企業と連携したカーボンニュートラル、リサイクルの推進ができる要素が多い、そういうことでございます。このような立地特性は都市環境を把握する上で重要な条件でございまして、的確な条件の把握及び課題抽出、方針の検討、基礎情報を整理したものでございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) 聞いておきます。組合市の将来計画を検討する上で本地域の有効活用が重要。これは誤解を招きかねませんよね、用地選定の予算も上げていながらというところで。この組合市の将来計画、一体これは何なんですか。
- ○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。

(「貴志君、カバーしなさい。」の声あり)

- ○議長(永山 誠君) 貴志環境部次長。
- ○環境部次長(貴志泰章君) すみません。

(「中間取りまとめやろう。」の声あり)

はい。基本構想の中間取りまとめでございます。

失礼いたしました、環境部次長の貴志でございます。

基本構想の中間取りまとめでございます。施設の立地特性と用地選定の手法の検討や、組合市の立地特性やそういうもの、立地的要因が大きいものであるとか、組合市の大きいものの、組合市の北西地域一帯を有効活用するということを取りまとめとしておるものでございます。

(「あくまで中間取りまとめでしょう。それを。」の声あり)

あくまでも中間取りまとめとしてまとめたものでございまして、これから最終案をまとめ てまいります。

また、用地選定につきましては先ほど来申し上げていますように、どこがどうとかという のもまだ決まっているわけではございませんし、これはこれから本当にゼロベースで決めて いきたいというところでございます。ちょっと拙いことになりまして申し訳ございませんけ れども、特に今ここがどうという、重点を置いてというのは、まず中間取りまとめとして、まず立地特性とかそういったものを整理し、今の置かれている状況がどうだということを説明した上で、そこの中から、じゃ、組合市全体の中から候補地等を選定していって、どこが一番いいのかというのはそれはもう先ほど申していますように、現有地も含めて検討を全部やっていきたいということでやっております。それをやっていくために、用地の選定業務というのをちゃんとやって調査をしていかないと分からないことというのはいっぱいありますので、そういうために我々は今回の予算を計上させていただいているということでございます。

以上です。

○議長(永山 誠君) ちょっと待ってもらっていいですか。ちょっと理事者のほうに申し上げておくんですけれども、中間取りまとめという言葉をよくお使いになりますけれども、これに関する説明は全協です。これが終わってからなんです。その辺のところはよくご理解いただいて、さっきもちょっと議運でも言っているんですけれども。事前に説明を受けているところですから、一定そこは議運でご了承いただいていますけれども、その順序も決めてはるのは理事者のほうなんですから、そこは分かっていただきたい。すみません。

松本副議長。

- ○13番(松本利裕君) 今の組合市の将来計画を検討する上で本地域の有効活用が重要と、 これ何のことを言っているのかと僕は聞いているんですよ。
- ○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。ご答弁申し上げます。

将来計画をというのは組合市のゼロカーボンシティ宣言のことを指してございまして、組合市は2050年ゼロカーボンシティの実現を目指していることから、本組合においても将来の廃棄物処理を通じた地域の脱炭素化、これに寄与する取組が重要であると、そういった理解でございます。ただ、最終的には、現在、中間地点で議論をやっているところでございまして、こういった方針についても最終案は今後、取りまとめてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) ほんなら、この臨海部の有効活用が重要と書いているのは、何が重要なんですか。

- ○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) ご答弁申し上げます。北西部地域一帯とか、臨海部であるとかということでございますけれども、臨海部のみならず、住居地域、工業地域が多い組合市北西部一帯において、廃棄物エネルギーの有効活用、これを図ることがカーボンニュートラルを考える上で重要であるということでございます。もちろん先ほども申しましたけれども、組合市北西部一帯というのは、現有地を含んでいるものでございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) では、はっきり聞きますけれども、ここでいう臨海部とは早くから 取り沙汰されているJXの土地ということなんですか、答えてください。
- ○議長(永山 誠君) 西田環境部長。
- ○環境部長(西田尚史君) 環境部長の西田でございます。

臨海部とは組合市北西部に位置する臨海部全体の意味で、特定の場所を示すものではございません。基本構想では特定の用地を選定するものではございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) 基本構想では決めるものではないと言いながら、でも、あれでしょう、資料に書いているんと違うんですか。僕今これ、資料に書いていることに関連してお聞きしているんですよ。予算からつながって、用地選定というのはそういうことと違うんですか。
- ○議長(永山 誠君) 貴志環境部次長。
- ○環境部次長(貴志泰章君) 基本構想では、先ほど来申し上げていますように、用地を決めるための業務ではございません。組合市の立地特性や将来計画を踏まえて、これから、それを踏まえて、現有地、それを含めて、あと候補地、3市の中でどんな土地があるのかというのを含めて検討していって、それがこれからの仕事やということでこの予算を上げさせていただいているということでございます。
- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) そう決まっていないという議会ではおっしゃっているので、次いきますね。

JXの土地周辺ならばの話として、和泉市の場合、泉北環境から実測で片道6.5キロ、往

復13キロ、2トンパッカー車の燃費が3.5キロと言われております。13キロ走るのに3.7リッターの燃料が必要で、経済産業省のガソリン1リッター当たりの CO_2 排出量係数2.32を掛けると8.6キロの CO_2 を排出いたします。これ1台でです。可燃ごみ収集車両荷台台数が和泉市の場合62台、これを掛けると1日当たりの CO_2 排出量は533キログラム。年間稼働日数324日として、年間の CO_2 排出量は172.7トン増加することになります。これ、 CO_2 排出量1トンは杉の木約71本が1年で吸収する CO_2 排出量に相当します。計算すると1万2,261本の杉の木を倒していると、こういうことになります。毎年ですよ。10年で12万2,600本、50年で61万3,000本の木を切っていると、こういうことにつながります。これは和泉市分だけですからね。

和泉市では、令和3年4月1日に和泉市ゼロカーボンシティを表明し、2050年をめどに市内の CO_2 排出量実質ゼロを目指しておるところでございます。先ほど来からゼロカーボンシティ等とおっしゃっていますね。そうすると、環境破壊するような移転など考える余地なんかありません。ところが、先ほども質疑のあった管理者の令和5年1月の新聞で泉北クリーンセンターのことについて触れられております。現在、この焼却炉の老朽更新については移転も視野に入れ、専門家等による検討が進められておりますと書かれております。移転ありきではないとお伺いしておりますが、ここで述べられている移転も視野に入れ、さきの議会でおっしゃった移転ありきではないとは真逆の言葉です。どちらが本当なのか教えていただけますか。

- ○議長(永山 誠君) 貴志環境部次長。
- ○環境部次長(貴志泰章君) 環境部次長、貴志でございます。

我々は、先ほど来何度も申し上げていますように、移転というのを決めてかかってとか、 そういった形で進めているものではございませんで、基本構想というのは移転するというこ とを前提に決めているものでもなく、まず、今この施設がどんな状況か、そして、この3市 の状況がどんなものかということを取りまとめて、この3市の中でこういう廃棄物処理施設 はどういう場所にあるのがいいのかということを考える……

(「議長。」の声あり)

(「答弁している。答弁中やで。最後までしゃべらせたってや。」の声 あり)

○議長(永山 誠君) 副議長が質問している答弁になっていないということです。

(「なっていないです。」の声あり)

- ○環境部次長(貴志泰章君) すみません。
- ○議長(永山 誠君) 管理者が管理者としておっしゃっている話と、自身の機関紙ですか、 何かで発言されている内容が全く食い違うんじゃないですかということをお聞きになってい ることですから。
- ○環境部次長(貴志泰章君) 申し訳ございません。管理者が発言されている内容につきまして、我々は、管理者が……

(「違う、違う。答えられるから手を挙げたんやろう。」の声あり)

先ほどちょっと管理者がおっしゃっていましたけれども、現有地は1・2号炉の建設の際にも苦労したと聞いたことがございます。和泉市、高石市、堺市など周辺住民の同意が得られるかどうかとうことで非常に苦労があり、大きな問題であったと。そこを考えて、阪口市長として、高石市長として、それを鑑みて、移転も一つの方策として述べられたのではないかと考えてございます。

(「違うって。答弁になっていないやん。」の声あり)

○議長(永山 誠君) 阪口市長として述べられたということで最後答弁されているので、よ るしいんじゃないでしょうか。

松本副議長。

- ○13番(松本利裕君) じゃ、移転も視野に入れということが本当なんですね。端的にお答えください。
- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 管理者として、移転を視野に入れているわけではございません。

よろしいですか。泉北環境というのはのは3市で協議してまとまって、そして皆さん方に 議案を示すわけです。あるいはまた予算も示すわけです。そこでご同意をいただけなければ 前へ進めない。当然行政として我々3管理者は個人じゃない。和泉市さん、泉大津さん、そ して高石市、3つの行政がまず固まって、これでいこうじゃないかと。そのためにエビデン スを、先ほどもお話しいただいたけれども、データをしっかり出して、議員ご指摘の経済性 も果たしてどうなのか、そういったことを全部出した上で、A地点がいい、B地点がいい、 C地点がいい、どうしたらいい。もちろんその周辺の住民さん、あるいは市街地がどれだけ あってどうだこうだということも含めて、それをこれからやっていこうというのが用地選定 委員会、そういうことでしょう。違うの。だから、データを出すためにやるんでしょう。そ れを今お願いしているわけであって、何か臨海部に建てるから、そのデータをつくるために 選定委託を利用しているわけでは決してありませんから。ただ、私は私としての今までの歴史も踏まえて、高石市長としての考えはありますよ、高石市の考え方と申し上げてええか分からんけど。しかし、あえてここでは私は申し上げません。それは泉北環境の管理者として、3市のそれぞれのお立場をそろえてまとめた上でここで発表していくわけであって、それは決してどこを決定したものではございませんから、それはさっきから担当が申し上げているのが私どもの統一した見解でありますので、まず、そういうことをスタートさせてくださいと。データをしっかり積み上げて、議会の皆さん方にも説明しますよ。経済性、ガソリン代であれ、立地の是非を仮に言い方おかしいですけれども、仮はもうやめておきましょう、A地点だということをしても、住民あるいはそこの自然環境等々考えた場合に果たしてそれが是か非かということがしないですか。それは喜んでということが皆さんおっしゃっていただけるんであれば、それは私も前へ進みやすいけれども、なかなか厳しいものがあるだろうと思いますよ。

そしてかつ、私は特に管理者になったときに、平成15年に副管理者になりましたけれども、この議論を含めて、あるいは1・2号炉の建設も含め、かなり議会から厳しい指摘があった。こんな立派なものを建てて、270億だったっけ、280億だっけ、300億近かったと思う、用地取得のね。その借金返しで各市も苦労したんですよ。だから、大きな、そんな立派なものを造って、あるいは地元対策も必要でしょうけれども、それはいかがなものかと思いますよ。これは管理者として本当に思います。やはりそういったことを考えて、最適な場所は果たしてどこなんだろう、ゼロベースですよ。議員さんのほうがこの場所いいね、この場所いいねと言っていただいたら、どんどん言っていただけたら、そこからそのエビデンスを出して、評価点をやってという、担当が申し上げたように、これから作業を進めていきますから、それをストップするということは、これはどうか何とか認めていただきたいというのが私の思いです。

もちろんそれぞれ議案として、あるいはまた条例かどうか分かりませんが、そういうものを提案させていただく場合には当然議会に諮らせていただいて、議会に認めていただかねば前へ進めませんから。だから、とにかくスタートは決してどこを決めてのことじゃなしに、まず、データ、作業をさせてくださいというのが私の思いであります。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(永山 誠君) 松本副議長。

○13番(松本利裕君) そういう答えじゃなくて、端的にどちらが本当なのかとお聞きしたいんですが、この後、もう続きますわ。

専門家等による検討結果を踏まえた今後の用地選定において、費用や環境対策等を総合的に比較して、仮に移転することとなれば、また新たな展開が可能になると。また新たな展開、何のことか分かりませんよ。これは費用や環境対策等というのは、先ほど来あった以前の建て替えのときに大変苦労したというのは、それでも先人たちが頑張って、この地に建て替えてくれたということだけ、まずもって申し上げておきます。かなり苦労したのは事実。僕もそばで見ていたのでよう分かっていますけれども。

費用比較については、移転用地の購入より用地拡張のほうが安くつきます。環境対策については、今もなお国の排出基準よりはるかに厳しい基準を常にクリアしている、そう聞いています。私が職員だった頃から、ただの一度も地域住民にダイオキシンをばく露させたことはございません。ということで、現地建て替えで何ら問題はないわけです。

管理者が市長を務める高石市では、平成28年12月に都市計画の変更がなされております。 津波の影響を受ける高砂公園を移転させ、津波の影響を受けない内陸部に蓮池公園を整備するもので、このことについて何らとやかく言うことはございません。むしろ泉北クリーンセンターを津波の影響を受ける臨海部へなど移転することが100%ないということを示してくれていると思っております。災害時に一番必要な施設である廃棄物処理場が津波の影響で使い物にならないなどあってはなりません。200億とも300億とも言われる焼却炉を使い物にならないことが分かっていながら移転させたとなると、将来の子どもたちの笑い物どころか、重き負担を背負わせることになります。私はそのような議員にはなりたくありません。

残念ではありますが、先ほど来もありました、このような施設が迷惑施設と呼ばれるのは 周知しております。しかしながら、それは泉北クリーンセンターだけではございません。全 国にあります。過日の委員視察では、皆さんと共に町田市、武蔵野市の廃棄物処理場を施設 見学させていただきました。町田市では、住宅地のど真ん中に広大な土地でバイオマス施設 と焼却施設が建てられ、武蔵野市では、先代の焼却炉を別の用途に使いながら、市役所と道 を挟んで町のど真ん中に焼却炉が建てられ、芝生公園では幼児が走り回る、市民の憩いの場 となっておりました。また、焼却施設でグッドデザイン賞も獲得されたとお聞きしました。 正副管理者並びに議員皆様とも記念写真を撮らせていただいたことを覚えております。必要 なのはこれなんです。

管理者は度々、地域住民の皆様にはご迷惑をおかけしているとおっしゃっております。私

は、その言葉はあまり好きではございません。再度言いますが、私が勤務していた時代、地域住民にダイオキシンにばく露させたことなど一度もございません。むしろ先ほど申し上げたとおり、国の排出基準をはるかに下回るベースで稼働してまいりました。胸を張って言えます。どうですか、管理者、ご迷惑をおかけしてきたと本気で思っているんだったら、迷惑をかけた分、現地で建て替えて、地域住民に憩いの場を提供して喜んでもらいましょうよ。グッドデザイン賞を取りにいきましょうよ。いかがですか、管理者。

- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 議員のご意見と承っておきます。そういうふうにして、そのご意見が果たして評価した場合にどうか。そして、他の意見もどうかと、それをこれからさせてくださいということなんです。この場であなたとのやり取りで、それはいいね、これは駄目だねということではなしに、客観的な第三者によるデータ分析をして、その上で各母市の議員さん方にも、あるいは住民さんにもご理解を得て、ベター、ベストを選んでいくというのが今の行政じゃないでしょうか。

私は先ほど申し上げたように、本当に驚きましたよ、市長になって最初にこの場所へ来たときに。立派な議場ということで、ほとんどの議員さんが、何でこんな立派な議場が必要なんだということでお叱りを受けた、覚えてはるかどうか分かりませんけれども。それはどないも、私はもう右も左も、初めて市長になって、管理者になったところですから、もちろんその間の事情は分からなかった。そういうのがスタートだったんです。やはり私は、その印象が非常に強い。そして、非常に大きな費用がかかったということも事実であります。毎年約6億円ぐらいの高石でも分担金を払っています。財政が厳しいときですからきつかった。それでも何とかやりくりしながら、行革に行革を重ねてひねり出してきたというのが、私の、高石市の実情であります。

そういうことを考えますと、議員ご指摘の町なかでいろんな地元対策、いろんなことをやって、そして、大きなプロジェクトに持っていく。そして、確かにそれで納得していただける方はあるかも分かりませんが、そういったものをまちのど真ん中ですることが果たして是か非か、これも第三者によるご意見、市民によるご意見も聞こうじゃありませんか。その上で、最終的に我々が責任を持って判断していこうじゃありませんか。それをスタート切らせてくださいというのが今回の議案です。何かこれありきではないということは大分分かっていたださいとと思います。よろしくお願い申し上げまして、私のご答弁とさせていただきます。以上です。

- ○議長(永山 誠君) 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) グッドデザイン賞を取りにいきましょうやとか、ここで建て替えましょうやと。ここの地域住民の方々に喜んでもらえる施設にしましょうやというふうにご提案申し上げたのを第三者に聞かんと分からんと、そういう話ですので、ちょっと時間もかなり使っちゃっているので言っておきますけれども、これからの泉北環境に必要なのは迷惑施設と呼ばれることを払拭することなんですよ。必要施設ともらってもらうこと、これが大事だと思っております。迷惑施設や嫌悪施設などのネガティブな発想はもうやめて、地域住民に喜んでもらえる施設を建てて、市民の憩いの場を提供できる泉北環境になってほしいという思いが本当にあります。

先代の建て替えのときからずっと携わってきたので、その苦労もよく分かっております。何ぼ掛けたねんという話、こんな立派な議場要らんやんとか、そんな話もお聞きしました。けれども、これは必要施設なんだということを地域住民にご理解いただいてやっていくという熱意が職員になければ、ここでの建て替えは最初からないと言うているのと同じなんですね。だから、議場におられる幹部の皆さんが本気でここで迷惑をかけてきた分、地域住民に憩いの場を提供するんだという思いで動いてもらいたいというふうに思っております。職員が希望を持って地域住民と接して、胸を張って環境行政に携わっていただきたい、そのことを強く要望して、私の質問を終わります。

- ○議長(永山 誠君) 他にございませんか。原議員。
- ○11番(原 重樹君) 和泉市の原です。

今までの議論もいろいろありますけども、私もこの1,330万円というのはもう移転ありきの予算だと。いろんな資料云々と言っていましたけれども、何で委託するのやということはありますけれどもね。そういう話はありますが、とにかくちょっと整理も含めて聞いておきたいというのがあるんですけれども、基本構想、先ほどからこの後で中間報告どうのこうのとか言われている中に、基本構想が正式に成案として受け取るのはいつですか。

- ○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

今後の予定でございますけれども、基本構想の策定委員会の設置条例上の、期日は5月末になっていまして、委員の委嘱も5月末でございますので、5月末までには最終案を取りまとめ、意見具申をいただく予定でございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 原議員。
- ○11番(原 重樹君) 5月末ぐらいに受け取るということやね。だから、あくまで中間の話を今、中間や、中間と言っているけれども、しているということですよね。先ほどから変わるかもしれんというような話もありますけれども、その中身は、私は皆さん、正式に受けていないにもかかわらず、それを前提にしていろんなことをやっているというのが今の状態だろうというふうに理解するんですけれども、申し訳ないけれども、ゼロベースだと、移転ありきでやっているんじゃないということはいろいろ言われていますけれども、その問題でも3市長は合意できているんですか、今。できていないんですか、どっちですか。
- ○議長(永山 誠君) それはどなたがご答弁できますか。それぞれの管理者、答えますか。(「いやいや、そんなのやったらややこしなる。あなたが答えてください。」の声あり)

土本事務局長。

○事務局長(土本修一君) 事務局長の土本でございます。

基本構想につきましては、現在中間取りまとめというふうな形でお示しさせてもらっている状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 南出副管理者。
- ○副管理者(南出賢一君) 副管理者の南出です。 共通認識としてはゼロベース、ニュートラルであります。
- ○議長(永山 誠君) 辻副管理者。
- ○副管理者(辻 宏康君) 副管理者の辻でございます。

私も同じ認識でございまして、ゼロベースでございますし、先ほどの松本議員のお言葉にもありましたけども、視野に入れてということにつきまして、これはゼロベースという意味で視野に入れてということです。現有地建て替え、また違う場所も視野に入れて、認識としましては全くゼロベースでございます。

以上です。

- ○議長(永山 誠君) 原議員。
- ○11番(原 重樹君) 分かりました。ほな、ならばです。ゼロベースでほんまにいくんやったら、この予算に移転選定の簡単にいうたら予算、資料云々と言うけれども、今まで2年

間ぐらい多分かかって基本構想、正式にまだ受け取っていないと言うけれども、そこは当然 費用面も含めて出てくると思うんですよね。いろんなベースで2年もかかったんだから、専 門家も入れているし、業者まで入っているしということでいえばそういうものだと思うんで すけれども、そういうものを先取りした予算や、まだ正式にも受けていない、今ゼロベース や、何も決めていない、そういうものを先取りした予算を取るつもりはありませんかという ことです、この1,330万円は。

ほんで、皆さん、委託するんでしょう、これ、委託料になっているから。検討するんやったら、まず自分らで検討すべきでしょう、どうするかという問題を。だから、この当初予算にこんなものを入れる必要は何もないでしょう。移転ですよと決まって、合意ができたら、そういうものをつければいいだけの話であって、当初予算からやったらほんまに移転ありきかというふうに思われますよ、これは間違いなく。その辺はどうですか。

- ○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

少し整理をさせていただきます。まず、一般的なこういった廃棄物という施設の整備スケジュールで、基本構想というのは大きな方向性を決めるもので、細かな事業費の検証とか、 用地の比較とかというのを行うものではありません。

その次に、今回、当初予算で計上させていただいている用地選定業務ですが、これはコンサルタントの支援業務ということです。我々が実際、執行機関として用地選定は行っていきますけれども、先ほど管理者も申しましたように、有識者の意見をいただくために附属機関を設置して、この後、議会にご理解をいただくことが前提ですけれども、条例制定をして、基本構想策定委員会と同様に用地選定委員会というようなものを立ち上げていきます。そこで現地、またはもし候補地が出るならば、その比較を来年しようと。それは当初から一般的なスケジュールで予定されている業務であるから、今般、当初予算に計上させていただいたものでございます。

- ○議長(永山 誠君) 原議員。
- ○11番(原 重樹君) 全然答えになっていないといいますか、だから、そういう答弁になってくるから移転ありきだろうという話になるんですけれども。

要は、ほな、3管理者も含めてですけれども、そこで合意されたら、それを進めていった らいいんじゃないですかということで、今せんでもいいんじゃないですか。だから、ここに わざわざやらなくても、それはいつ合意するかどうするか知りませんで、ゼロベースや云々 といろいろ言うているから。基本構想の、これは大きなやつ、場所を変えるとか、変えないとかいうのは小さい話じゃない、大問題でしょう。大きな話やんか、簡単に言えばですよ。 それを合意した上でいろんなことを調べてやったらいいだけの話で、基本構想、そう思いませんか。この当初予算に出す必要は全くないと思うんですけれども。必要になったら、補正だろうが何だろうが組めばいいんですよ、それはね。できますやん。

ただし、それは3市の合意云々と言うているけれども、今はゼロベースでと言うているんやけれども、それすらまだできていないんでしょう、先ほどの答弁からすると。その中で、これをつけること自体がおかしいので、取る気はありませんかということを私は質問しただけなんです。削除せえということや、この予算そのものを。そういうことを言っているんです。当然出した以上、取りますとはなかなか言えないんでしょうけれどもね。このままやったら、ほんまに予算的に言えば反対せなしようがないし、簡単に言うたら、そういうことになりますよね。ただ、これ、四十何億円のうちの1,300万の話をしているわけで、お金からすればですよ。ただし皆さんの給料も含めて全部止まってしまうみたいな話になりかねない話をするわけですからね。ですから、3市長が合意できていないようなものを何で先走ってやるのという質問です。もう正確に下ろすというんやったら、これは答えてくれたらいいと思いますけれども、言い訳するんやったらもう答弁は要りませんので、それはそういう質問ですよということをよく分かっておいてほしい。

以上、終わります。

- ○副管理者(辻 宏康君) ちょっといいですか。
- ○議長(永山 誠君) 辻副管理者。
- ○副管理者(辻 宏康君) 副管理者の辻でございます。

これは今年度行う事業ですので、当初予算に上げているわけです。我々、先ほど正副管理者がお伝えしました。ゼロベースと、こういう正式な中で宣言しているわけですよ。それを信じられないということですね。信じていただきたい。

以上です。

- ○議長(永山 誠君) 原議員。
- ○11番(原 重樹君) ゼロベースを信じないというのはどういう意味ですか。いわゆる移転ありきでやっている、私はそういうふうに思っています。

(「いや、移転ありきと言っていない。」の声あり)

違いますけれども、答弁は全然違いますから。しかし、ゼロベースでどうするのかという、

どうするのかということを3市長で簡単に言うと合意できていますかと。移します、いや、 ここですということを含めて、そういうことを言っているんです。それもできていないのに 何で走るのということの予算じゃないのということを言っただけの話で、信用するとかせん とかいう問題ではありません。わしが何で答えなあかんねん。

- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 当然この予算はお認めいただいたから、すぐさまとっとこ、とっとこ走っていくということじゃないわけで、ほかの予算も含めて、当然議会でこれだけご意見をいただいていますから、慎重にさせてもらいますよ。だけれども、先生、先ほど申し上げたようにゼロベースだということはご理解いただいたと。それでもって、ただ、じゃ、どこにするのか、現有同地でいくのか、あるいはAなのか、Bなのか、Cなのか、そういうデータをちゃんと、客観的なデータを作らないと駄目じゃないですか。それを例えば我々があそこいいね、あそこいいねと決めたから、これ以上選定委員会やめた。そんなんやったら、選定委員会で1,100万も予算かけてする必要は全くないですよ。勝手に我々含めて、議会に出して認めてねでいいわけですから。だけど、そうじゃなしに、今の時代は、先ほど他の議員さんもおっしゃったけれども、経済性だとか、いろんな環境の問題、アセスの問題、現有同地にしても昭和38年でしたか、ここができたというときと違って、これだけ住宅が密集してきた。あるいは、もちろん和泉市さんにしたって、恐縮だけれども、かなり東の丘陵部も開けてきた。高石市にしてもそうです。もうくまないぐらい住宅ができてきた。そのど真ん中で建てるというのは先ほどのご意見もあるけれども、当然地元対策ということで、これは先ほどお話があったように……

(「もうええよ。」の声あり)

いろんな附帯施設が必要なんですよ。それでもって、大きな、今年度の負担を抱えて、非常に厳しい財政状況の中で苦労している自治体もたくさんある。そういったことを含めて、どういうふうにデータとしてまとめて、これが一番、100点満点中いいね、合格点だね、これはちょっと厳しいな、満点じゃ、三角じゃないけれども、そういったことを出して、議員の皆さん方にお示し申し上げて、私どもとしてはこれが一番ベストだと思いますと言うために、この予算を認めてくださいということなんですよ。何かこれをやったら、うわっと走るというようなことは決してございませんから、そこのところだけはご理解いただきたい。我々管理者として、そのことだけははっきり申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

(「議長、ちょっと再度やらせてください。」の声あり)

○議長(永山 誠君) ちょっと待ってください。ちょっと私のほうから一つだけ確認しておくんですけれども、だから、やっぱり順番が前後してしまっているんですけれども、この後、議員全員協議会を開いて、中間取りまとめについてご報告いただきます。あくまでも中間といっても、あと3ヶ月後には結論が出るという話ですよね。その中間取りまとめということなので、3ヶ月後にはちゃんとした成果物として結論が出ます。その中に、施設の立地特性と用地選定手法の検討ということについても正式な回答をいただけるということですね。

今、原議員がおっしゃっているのも、先ほどの議員さんがおっしゃっているのも、それをもらってからでいいんじゃないのかということをおっしゃっているわけであって、ほかの議員さんの意見もありましたけれども、だから、これを今ここの当初予算に入れずに、その答申をいただいてから補正をかければいいんじゃないのかという、こういう意見なんですよね。だから、そういう意味でいうと、理事者側がおっしゃっているここの1,330万の予算の中身と、各議員が捉まえている1,330万の中身が恐らくずれたまま最初から最後まで、そこは修正できていないまま進んでいるんだと今思いますので、それは議員サイドが言っているほうが正しいのか、理事者側の答えが適切に答えられていないのか分からないですけれども、それを端的に説明できるんでしたら、改めて理事者側に答弁

(「何度も説明しているんですけれどもね。」の声あり)

石川環境部次長。

○環境部次長(石川晋一君) すいません、何度も申し訳ございません。環境部次長の石川で ございます。

もう一度予算と業務のスケジュールを確認したいんですけれども、まず、予算については、 来年度の業務として用地選定業務をするので、その支援業務としての委託料を予定している から当初から計上するというもの。

もう一つ、用地選定業務そのものは、先ほど申しましたように、附属機関なりを設置して やるんですけれども、これは設置するのはもちろん答申をいただいた後から委員会をスター トする。そのようなご理解でよろしくお願いします。

○議長(永山 誠君) ちょっと誰かが質問しているわけじゃないので、僕、もう一回言うんですけれども、いいです、座ってください。今の説明を聞けば聞くほど、整備基本構想の最終的な結論をもらってから動き出すというんだったら、そこで補正予算を上げればいいんじゃないのかと議員サイドが言っているわけで、何もおかしくないんじゃないのかと僕は思う

んですけれども。そこの説明ができていないので。もういいんですけれども、議員さんが質問しているわけじゃないので。ただ、これは僕からしたら、埋まっていないんですよ。

(「当初予算に入れた理由やねん。」の声あり)

埋まっていないんですよ。理由は石川次長がおっしゃっている、これは誰が説明しても、 今皆さんが持っている説明では議員サイドにはご理解はいただけていませんし、多分いただ けません。

例えばですけれども、もう一個言い忘れた。設置期間上5月の末に最終的な結論をいただきます。恐らく次の泉北環境の議会は5月の末か6月頭ぐらいにあるでしょうから、そこには出されるんだと思うんですよ。そのときに補正では間に合わない理由をちゃんと言わないと。

(「議長、いいですか、大事なところを……」の声あり)

○議長(永山 誠君) ちょっと待ってください。

(「休憩中やから。」の声あり)

休憩していませんよ、一切。申し訳ないですけれども、休憩は一切していません。僕が確認しているんですよ。こんなの、ずっと平行線のままなので、これ以上の質疑をやっても意味がない。

(「じゃ、答えますから。意味がないことないです。」の声あり)

まとめたんです。阪口管理者、多分今、議員サイドがおかしいとおっしゃっていることに 答えられていないんですよ。

- ○管理者(阪口伸六君) じゃ、答えますわ。
- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。もう最後ですよ。
- ○管理者(阪口伸六君) ご理解いただきたいのは、これの例えば、先ほどおっしゃったように、5月末にどこに決めるということじゃないんですよ、基本構想の最終で。要するに基本構想というのはこういう考え方でこういう方針だねということで、中間取りまとめに最終的に意見をまとめていくということですけれども、だけども、ここから用地選定が入るんだろう。

(「そうです。」の声あり)

用地選定に入ってから、これが用地選定作業に入るわけです、Aがいいのか、Bがいいのか、Cがいいのか。当然その中でエビデンスが必要ですから、そういったことのバトンタッチを受けて、基本構想の方針を受けて、選定委員会が実際にA、B、C、Dがあるのかどう

か知らないですけれども、いろいろ検討した結果、議会にお示しする。だから、バトンリレーじゃないけれども、基本構想が終わった時点でスタートしていかなきゃならん。ある意味、令和5年度中の、来年の3月末までの仕事として、4月から、これはお認めいただきたいというのが私どもの考え方なんです。そこのところをご理解いただいて、何かこれを認めたら一瀉千里に走るということでは決してありませんから。そこのところは、仮に5月末になっても決まっているわけじゃないと思います。そこから選定委員会が立ち上がって、基本構想のいろんな方向性を踏まえて、そして、ABCDとつくって、そこで、いや、先生、いるわけ。そこが大事なところなんです。そこを、それからやっとスタートしていきますよ。当然選考メンバーにつきましてもどういうメンバーがするのかというのは、条例で議会にお示し申し上げて、それでやっていきたいと。お認めいただいて進むわけですから、そういう、ある意味流れ作業というのか、要するにバトンリレーみたいなもので、そういうふうな形でスタートするのでお認めいただきたい。こういうことだろう。そういうことやね。そういうことでよろしくお願いします。

○議長(永山 誠君) 原議員、ちょっとお待ちくださいね。

僕が言ったので、もう一回言っておくんですけれども、今、管理者がご説明された、まさにそのままのことを議員側は言っているわけで、5月に答申をいただいて、ちなみにですけれども、何か移転ありきと皆さんが取られるのは、この答申の結果として、このままここでいきましょう、何ら移転することはないですよという答えはないんですか。

- ○管理者(阪口伸六君) 今ここで決めたら。
- ○議長(永山 誠君) でしょう。だから、それを受けないと、この予算自体が必要ない可能 性もあるんですよということを皆さん、指摘しているんですよ。
- ○管理者(阪口伸六君) 議長の考え方やん。議会はどんなのか分からへんやん。
- ○議長(永山 誠君) 今までの質疑が、僕は平たく聞いていて、それにお答えになっている のがずっとずれているので、それだけ、それは僕の話なので、すみません。原議員、申し訳 ない。

原議員、どうぞ。

○11番(原 重樹君) 議事の進め方としてどうするのか知りませんけれども。ほんまに管理者の言うとおりで、基本構想をいただいてから、5月末にいただくんでしょう。いただいてからどうしようかなということを検討して、移らなあかんというふうに、資料も含めた中、10年先の話ですからね、も含めて、予算化が必要だったら予算化すりゃええだけの話。6月

にすればいいんですよ。ただ、4月からもらうまでに、ましてや3市長の合意も当然要るわけです。だから、それからやればいいだけの話じゃないですか。私はそういうふうに思いますよ。4月から5月の構想をもらうまでに、じゃ、何するの。もう選定でいろいろ動き出すの。そういうことを言っているだけの話で、別に当初予算に盛り込む必要は全くないという意味で、これをカットする気はありませんかということを質問しただけの話。それが、原は分かっていないというんやったらそれまでの話ですけれどもね。だから、4月から5月の受けるまでに何するのよということになるやん。補正予算に入れればええやんか。

(「そこだけ答えるわ。」の声あり)

もういいです。

阪口管理者。

(「いやいや、そこだけ答えます。の声あり)

- ○議長(永山 誠君) そしたら、阪口管理者、当てますけれども、4月1日から5月の答申 を受けるまでの間にこの予算で何をしはるんですかという質問ですから。
- ○管理者(阪口伸六君) 当然これは選定委員をどなたに受けていただくか、どういう学識者であったり、どういうふうな経験のお持ちの方であったり、どういうふうな方なのかというのを作業しないと駄目です。言い方はおかしいですが、議会に条例をお示しする時点である程度そういう体制が整っておかないと、議会で取りあえず選定委員会を立ち上げますというわけにいきません。今度恐らく5月の末にまた出させていただいても、何だこれは、3人で決めればいいじゃないかと、そんな議論にならないとは限らない。私は何度も申し上げているように、そういうエビデンスをきっちり、客観的な評価をつくって、議会の皆さん方にも、周辺住民も含めて市民の皆さん方にも理解いただけるような、なるほどな、こういう場所でこういうことでABCD、ここに決めたんだな。これがやっぱり最善だろうなと。
- ○議長(永山 誠君) 5月までの話だけで結構。
- ○管理者(阪口伸六君) 持っていくために、選考委員さんの当然経験とかいろんな実績とか、 そういったものが必要ですから、そういう作業に入っていきたい。だからこそこれは当初予 算としてお認めいただきたい。よろしくお願いします。
- ○議長(永山 誠君) 原議員、よろしいですか。原議員。
- ○11番(原 重樹君) 端的に言えば、当初予算の話をしているわけやから、当初予算で何で、別に必要やったら補正も組めるしということを言っているわけで、だから、一生懸命ある。

なたは、いや、それはざっといくわけじゃないですからという言葉を使いますけれども、あなたがざっといきたいん違いますの。4月から5月の基本構想を受け取るまでに何するんやといって聞いただけの話ですよ、私は。ほんで、3市長で合意して初めて、じゃ、ということで動き出すものでしょうから、当初予算では必要ないんじゃないですかということは改めて言っておきます。それは違う。どない答弁してもらっても違いますから、それはそれで…

(「いや、3人で勝手に決めてええのんやったらやりまっせ。3人で勝手に決めたらええんやったら決めますけれども、そんなわけじゃないでしょう。」の声あり)

○議長(永山 誠君) ちょっとすみません、他にございませんか。ちょっと待ってください、 小林議員。

今すみません、既に12時を過ぎておりまして、まずこの話がお一人ご質疑ございます。その後、採決をすることになるんですけれども、一応それで本日の日程は終了ですので、ただ先ほど来申し上げていますように、中間報告についても全協で受けなければなりません。このまま継続していくのか、それとも一旦、昼食休憩を取るのか、どのようにいたしましょうか。

(「議長」の声あり)

はい。

- ○12番(小林昌子君) すみません、小林です。 私の質問は答弁を入れて2分もかかりません。
- ○議長(永山 誠君) 分かりました。

むしろそこよりも中間報告の説明とかもありますので、一定の時間はかかるんじゃないかと思うんですけれども、もし皆さんがこのまま進めるということであれば、理事者の皆さんにはお付き合いいただきますし、一旦休憩を入れるということであればここで休憩を入れて、再度。小林議員の質疑だけは承って、その後休憩を入れて、改めて1時を過ぎてから始めるという形でもよろしいかと思うんですけれども、いかがいたしましょうか。

(「ここはここでやって、終わってから中間報告を受けたらいいんじゃないですか。休憩してから、中間報告は。」の声あり)

一旦休憩入れるという形でよろしいですか。職員さんもおられますし、そのほうがええか もしれないですね。 そしたら、引き続き小林議員の質疑を受けて、もともとそこで休憩を求められておりましたので、そこで一旦休憩を入れる形ですね。

松本副議長。

- ○13番(松本利裕君) 再度の質問になるんですけれども、僕も1分か2分だけちょっと聞きたいのでいいですか。
- ○議長(永山 誠君) 分かりました。一旦質疑までを終えて。

(「一旦質問して終わったらまたできるというのはおかしいですよ、それは。それはちゃんとルールに従ってやってくださいよ。」の声あり) (「そんなルールあるんですか、泉北環境に。議長の許可でええん違うんですか。」の声あり)

(「ほんならいつまでも終われへん、こんなのやっていたら。ちゃんと きっちりやりましょう。」の声あり)

内容というのは何ですか。先ほどの質問、あそこにまた変わった。

○13番(松本利裕君) 議長がおっしゃっているのと一緒で、移転ありきではないと言いながら、次はもう用地をどこにするかと考えている。

(「それは別の話。」の声あり)

- ○議長(永山 誠君) それはちょっと。
- ○13番(松本利裕君) じゃ、いいです。
- ○議長(永山 誠君) もし先ほどの質問後の答弁が、先ほどの副議長のときの答弁と変わっているということで、じゃ、ということであれば私も考えますけれども、そういうことでなければ。
- ○13番(松本利裕君) いいです。
- ○議長(永山 誠君) それでは、すみません、改めましてお願いいたします。 小林議員。
- ○12番(小林昌子君) すみません、小林です。

高い確率で東南海・南海地震は来るというふうに予測されておりますけれども、今後建設を予定する処理場、それについてはそれらの影響を受けない場所に私は候補地として選定を してほしいと思っておりますので、そのあたり泉環の考えをお聞きいたします。

- ○議長(永山 誠君) 石川環境部次長。
- ○環境部次長(石川晋一君) 環境部次長の石川でございます。

そのような防災面のことであるとか、経済面のことであるとか様々な多様なことを、来年 度の用地選定業務で検証するということでございます。

以上でございます。

- ○議長(永山 誠君) 小林議員。
- ○12番(小林昌子君) 分かりました。言葉では幾らでも言えると思うんですけれども、私がただ1点お聞きしたのは、焼却清掃工場、これを2年ぐらい前の泉州を襲った台風のときでも、担当課の職員が1か月近く不眠不休で事後の処理に当たったという経験を覚えております。東南海・南海という、それよりももっと規模の大きな災害が来たときに、本丸のところが稼働できないような体制では全く処理が進まないということを私は老婆心から懸念しておりますので、被害の影響を受けない場所を最優先で選定していただきたいということを思っておりますので、そのあたりもう一度明確なお答えをお願いいたします。

(「具体的なことは言われへんな。」の声あり)

○議長(永山 誠君) 別に質疑をされているわけじゃなくて、ご意見を言われているだけですよね。

(「お答えいただきますと言ったから。」の声あり)

ご質問されているわけじゃないですね。

- ○12番(小林昌子君) さっきの答弁では分からないから、最終を言って。
- ○議長(永山 誠君) 阪口管理者。
- ○管理者(阪口伸六君) 何度も恐縮ですけれども、どこかを想定して進めているわけでなく、ゼロベースでということはご意見をいただいていますね、今現時点でここだということではないのでね。それはご理解いただいた上で、仮にここだったらどうなのかという質問なんですけれどもね、先生のは。私はいろんなところのメリット、デメリットがあると思います。 議員のご指摘の点もあるのかと思います。だけど、高石のことですから身近におりますので言いますけれども、あそこにはLNGといって液化天然ガスの発電所があるんですよ。124万キロワットです。そして、これは大阪ガスさんがある。あと、関電さん。それがあって、大阪府内どころか、近畿一円の電力をカバーできた。そういうこともちゃんと防災対策をして、企業の方々はやっているということもご理解いただきたいと思います。何かあそこが危ない場所で、一歩たりとも踏み込めない場所だというわけではなく、私は、高石市長として、そのことだけお答えする。あくまで仮定の話やなしに、臨海コンビナート自体の指摘ですから、それだけ申し上げておきます。

- ○議長(永山 誠君) 小林議員。
- ○12番(小林昌子君) 答弁があれなので1点だけ、今の答弁に関連して、企業がいるから大丈夫というのは、防災に対してそれだけの費用をかけているから大丈夫という結果をもらっているんだから、焼却処理場というのは絶対に自治体にとっては必要なものなんですよ。特に災害ができたときには、私が経験しているのは台風のレベルですけれども、さっきも言ったように職員が不眠不休で働かないといけないぐらいのレベルの処理をしないといけないわけですから、臨海に仮に耐震とかいろいろ備わっていても、その道中が運べなかったら何にも機能しませんやん。だから、できるだけそういうお金をかけなくて安全を確保できるところを焼却場の候補地として選定をしてほしいということを思っております。

以上です。

○議長(永山 誠君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、ただいまより休憩いたします。次の再開は1時10分から再開いたしますので、 よろしくお願いいたします。

(午後0時11分休憩)

(午後1時10分再開)

- ○議長(永山 誠君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 それでは、これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。 松本副議長。
- ○13番(松本利裕君) 和泉市の松本でございます。

令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

議会では、基本構想について、移転ありきではないとだけ聞かされており、一切の報告すらございませんでした。その後の、この後の全員協議会で基本構想の中間報告をすると聞いておりますが、今回の予算案に12委託料で一般廃棄物処理施設用地選定業務委託料、関連して、1報酬では用地選定委員報酬が計上されております。予算案の採決を先に済ませ、後で説明など良否の判定ができるはずもなく、12月議会で説明があっての話ならともかく、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。5月に基本構想の成果品が出てくるというふうにお聞きしております。用地選定がそれでどうしても必要だというのであれば、6月議会もありだというふうに早くから伝えてきましたが、一切聞き入れることなく誠に残念と言わざるを

得ませんが、順序が全く逆です。

なお、その他の予算を否定するものではなく、この2点につき反対するものであると申し 添えておきます。

以上の理由から反対討論といたします。

○議長(永山 誠君) 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございますので、これより起立により採決いたします。お諮りします。

議案第4号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

結構です。可否同数でございます。

では、反対の方の起立をお願いいたします。

(反対者起立)

それでは、可否同数でございますので、それでは、議長裁決により結審したいと思います。 今起立いただいた方々、和泉の議員さん全ての方が立たれておりましたけれども、やはりこ の状況ではこれを可とすることはできませんので、いま一度立ち返ってご検討いただきたい と思いますので、反対多数で原案は否決といたします。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

(午後1時13分休憩)

(午後1時43分再開)

○議長(永山 誠君) すみません、大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き まして会議を再開いたします。

管理者より令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、再度議案を提出されましたので、議会運営委員会の決定により日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元へ配付させていただきました日程表のとおり、日程 を追加いたします。 日程第11、議案第5号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

本件につきまして、説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、泉北環境整備施設組合一般会計予算につきまして ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

先ほど否決となりました議案第4号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算から ごみ処理費、一般廃棄物処理施設用地選定業務委託関連の予算1,364万4,000円を削除し、歳 入歳出それぞれ46億6,966万9,000円と定め、ご提案申し上げるものでございます。何とぞよ ろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永山 誠君) 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、令和5年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決いたしました。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 令和5年本組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨

拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました議案につきましては、慎重審議の下、ご審議をいただきましたこと、誠にありがとうございます。厳しい組合市の財政状況の下、本組合の喫緊の課題でございます各施設の老朽化対策や将来に向け、引き続き安全で安定した稼働を行うための考え方を組合運営方針の中で申し上げました。今後、さらなるごみの減量化、4Rの推進等々様々な課題がございます。それらの課題に対しまして、組合市とも連携を図り、今後とも進めてまいります。

また、今年2月7日に和泉シティプラザさんで和泉市さんのご協力を得まして、プラスチックリサイクルを軸とした地球循環共生圏の形成と銘打ち環境シンポジウムを開催します。 どうか議員各位におかれましてもご臨席をいただきたいと願います。

議員各位におかれましては、引き続き環境行政、いろいろ課題もございます。ご理解、ご 支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、今後とも母市の議会もいろいろ とお忙しくなろうかと存じますが、どうかご自愛いただきましてご活躍されますことを併せ てご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございま した。

○議長(永山 誠君) 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして、令和5年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後1時47分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 永 山 誠

同 署 名 議 員 清 水 明 治

同 署 名 議 員 林 哲二